**業務委託契約書**

　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という）と　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という）とは、

次の通り業務委託契約を締結する。

第１条　業務内容

甲が乙に委託する業務の内容は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律・第二条七項の「無店舗型性風俗特殊営業」（デリバリーヘルス）として、法令に則って行われるサービスとする。

第２条　契約期間

本契約の契約期間は、1年間とする。契約期間終了後、甲乙いずれかからも解約の申し出がなされない場合、本契約は自動的に1年間更新される。

第３条　報酬

1. 甲は乙に対し、業務委託の報酬として、以下の金額を支払う。

【基本報酬】　　　　　分　　　　　　　　円　　以後　　　分ごとに　　　　　　　円加算

　【指名料】　　　　　　　　　　円

　【オプション】　オプション代金の　　　　　％

２．上記の報酬は、毎回の出勤日の業務終了時に、当日の接客人数分の金額を、甲が乙に対して現金で支払う。

３．前項の定めにかかわらず、業務内容に変更・追加があった場合には、甲乙協議の上、報酬を定める。

第４条　業務規約

1. 乙は、業務にあたって善良なる管理者の注意義務をもってその任にあたり、以下の禁止事項を遵守することを甲に誓約する。

＜禁止事項＞

・違法行為（本番行為、窃盗、暴力、脅迫、違法薬物の使用、誹謗中傷等）の禁止

・お客様との連絡先交換の禁止（ツイッター等での甲が認めた方法での予約を除く）

・お客様と店外で会う行為の禁止

・お客様から規定外の料金を受け取ること・お客様に規定外の料金を要求することの禁止

・甲の店舗に在籍している女性やお客様を他店に勧誘・紹介する行為の禁止

・甲の店舗関係者・在籍女性・お客様の個人情報や誹謗中傷をSNS等で投稿することの禁止

1. 甲は、乙が業務中に性暴力や盗撮被害などに遭うことを未然に防ぐための策を講じる責任を負う。乙が被害に遭ってしまった場合には、乙の損害を回復するために、警察への被害届提出の協力など、誠実に対応することとする。

第５条　相互の守秘義務

１．甲及び乙は、本契約に関して又は本件委任業務遂行上知り得た相手方の技術上、営業上及びその他の個人情報等を、口頭・文書・メール・SNS等で第三者に漏洩してはならない。

２．乙の情報漏洩によって、甲が何らかの損害を受けた場合、乙は甲の受けた損害を賠償する責務を負う。なお、本条項の守秘義務は、本契約終了後も適用されるものとする。

３．甲が乙の親族や知人、学校や職場等に本契約の内容及び乙の個人情報を漏洩した場合、甲は乙の受けた損害を賠償する責務を負う。なお、本条項の守秘義務は、契約終了後も適用されるものとする。

第６条　契約の解除

１．本契約期間中においても、甲又は乙は、２週間以上の予告期間をもって相手方に通知することにより、本契約を解除できる。

２．甲及び乙は、相手方が次の各号に該当する場合、催告することなく本契約を解除することができる。

（１）1か月以上連絡が取れない場合

（２）本契約の締結及び業務の実施に関して、虚偽の記載・報告をしたことが判明した場合

（３）関係法令に違反した場合

（４）暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、カルト宗教団体、マルチ商法、その他の反社会勢力（以下「反社会勢力」という）である場合、または、過去に反社会勢力であった場合。

（５）公私問わず、反社会勢力と関係を持った場合、または過去に持っていたことが判明した場合。

第７条　画像・動画の削除

本契約終了後、甲は、契約期間中に店舗のホームページ・ブログ・SNS・営業サイト等で使用していた乙の画像・動画・アカウント等を、契約終了から一週間以内にすべて削除することとする。

第８条　損害賠償の請求

甲又は乙は、本契約に違反し、相手方に損害を与えた場合には、相手方に対し、その損害を賠償しなければならない。

第９条　定めの無い事項

本契約書に定めの無い事項に関しては、甲乙協議の上決定する。

第１０条　裁判管轄

本契約に関する紛争は、　　　　　　　地方裁判所をもって、第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

　本契約の証として、本書２通を作成し、甲乙記名のうえ、各自１通を保有する。

令和　　　年　　月　　日

甲　住　　所：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会 社 名：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名：

乙　住　　所：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　前：